【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年６月19日
【会社名】	フジ住宅株式会社
【英訳名】	FUJI CORPORATION LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宮脇　宣綱
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市土生町１丁目４番23号
【電話番号】	072-437-4071
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　石本　賢一
【最寄りの連絡場所】	大阪府岸和田市土生町１丁目４番23号
【電話番号】	072-437-4071
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　石本　賢一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2016年６月23日開催の当社第43回定時株主総会の決議に基づき、2019年６月19日開催の取締役会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）銘柄

フジ住宅株式会社第３回業績連動型新株予約権

（２）新株予約権の発行数

160個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。ただし、下記（５）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

（３）新株予約権の発行価格

新株予約権の割当日において次式ブラック・ショールズ・モデルにより、以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出される１株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = S \cdot e^{-qt} \cdot N(d_1) - X \cdot e^{-rt} \cdot N(d_2)$$

ここで

$$d_1 = \left\{ \ln(S/X) + (r - q + \sigma^2/2)t \right\} / \left(\sigma\sqrt{t} \right)$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① １株当たりのオプション価格（C）
② 株価（S）：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）
③ 行使価格（X）：１円
④ 予想残存期間（t）：0.0027年
⑤ ボラティリティ（σ）：過去２年間の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が上記④の期間に対応する国債の利子率
⑦ 配当利回り（q）：直近年度の１株当たり配当金÷上記②に定める株価
⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

（４）発行価額の総額

未定

（５）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式　160,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（６）新株予約権の行使に際して払込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

（７）新株予約権の権利行使期間

2019年７月５日から2020年７月４日までとする。

（８）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（11）新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

割　当　対　象　者	人　　数	割当個数
当社取締役（社外取締役を除く）	５名	160個

（12）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当なし

（13）勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。

（14）新株予約権の取得に関する事項

①　新株予約権者が権利行使をする前に、上記（８）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(15) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第１項８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たりの金額を１円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記（７）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（７）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（９）に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得に関する事項

上記（14）に準じて決定する。

(16) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 新株予約権の割当日

2019年７月４日

(18) 新株予約権の払込期日

2019年７月４日

以　上